

講演：多様性と助け合いの社会を知ろう～きみはきみのままでいいんだよ～

講師 長野県ヘルプマークディレクター 猪又 竜さん 井出 今日我さん

講演の概要より

全ての人が自分らしく生きていける共生社会を目指し、そのためには多様性の経験値を上げましょうとお話しされました。多様性の経験値が上がると、自分にどんな特徴があるか分かるようになります。そして、自分の能力の凸凹に気づくようになります。人にはそれぞれ能力の凸凹があるんです。凸凹があるからこそ、他の人とつながり、補い合う関係ができます。そうなると、いろいろな人と助け合うことで、自分らしく幸せに生きていくことができます。そんな共生社会をめざしての講演をしていただきました。



猪又 竜さん  
井出今日我さん

参加者の感想より

- 分かりやすい講演でした。人と比べていいんだよという考え方。人と比べて自己理解したうえで、補い合っていくという考え方方が分かってよかったです。
- 色々な障がいがあり、一見して分からぬ人もいる。自分は何ができるか考えた。これからもよく考え、必要とされる時に協力できる人になりたい。
- 「多様性の経験値を上げる」本当にその通りですね。たくさんの方と触れ合い、助け合い、お互いを知るだけで、何も構えることなく、特別なことなどない世界が築けると思います。凸凹の話がとても心に響きました。
- 講演で多様性の経験値を上げることができた。見た目で判断しない。沢山の人と関わりたい。
- 人をグループ分けして考えない。多様性の経験値を上げることを学びました。わかりやすい講演でよかったです。
- 「全ての人が自分らしく生きられる様になつたら」と何かある度に感じるこの頃です。助け合いの気持ちを持ち続けたいし、自然に子どもたちもできるように育てていきたいです。



人権交流センターでの相談、施設の利用について

<問い合わせ・相談> 9:00 ~ 17:00

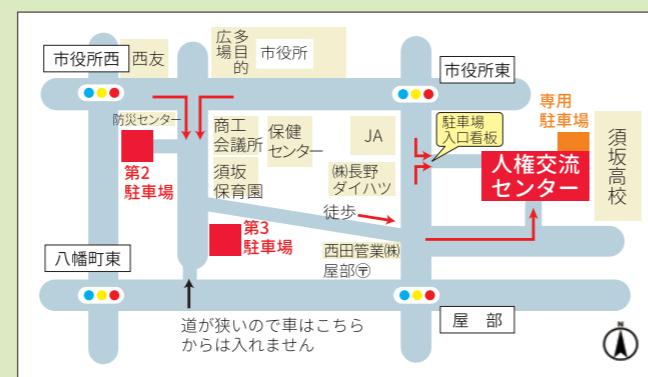
<土・日・祝日も貸館の利用は可>

電話 (026)245-0909

●相談コーナー、大小研修室、料理実習室

●図書閲覧、DVD・人権パネル・図書類等の貸出可

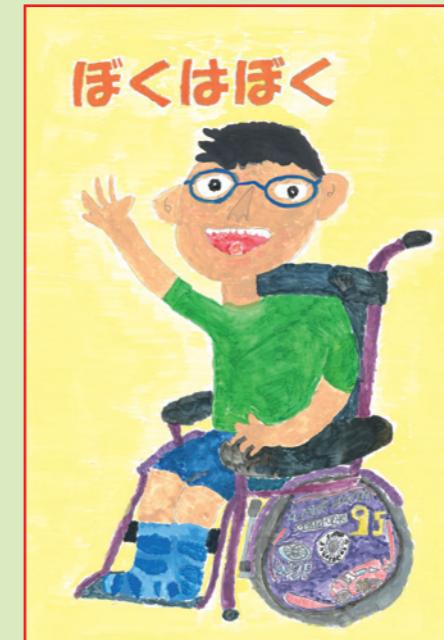
※エレベーターはありません



# 人間を大切にする 明るい社会をめざして

ど  
の  
人  
も  
み  
ん  
な  
誰  
か  
の  
宝  
物

(株)広田製作所  
藤澤恵利子さん



日野小学校5年 穂刈一星さん

2025年度 小・中・須坂支援学校、一般応募作品最優秀賞の標語・ポスターです

「多様性」と「共生社会」。この言葉がよく聞かれるようになってきました。 「多様性」とは何でしょうか。今までと何が違ってきたのでしょうか。私たちそのものが変わってきたのではないと思います。変わってきたことは、今まで言えなかつたことが言えるようになってきたこと。今まで我慢したり耐えたりしてきたことが、「そうでなくていいんだよ」という社会になってきたことだと思います。そんな多様性を包み込む共生社会。私たちが目指していく社会です。

では「共生社会」ってどんな社会でしょうか。NHK大阪では1999年から『きらっと生きる』という、自分らしく生きる障がい者を取材した番組を制作していました。その中で「きらっと生きているのは障がい者ばかりではない」「障がい者は頑張らなければいけない、と言われているようでしんどい」などの意見が寄せられたそうです。肩に力を入れなければ生きていくことのできない社会ではなく、誰もが自分らしく生きていくことのできる社会、それが私たちの目指す共生社会ではないでしょうか。

須坂市・須坂市教育委員会

須坂市人権のまちづくり推進会議

須坂市企業人権教育推進会議



# 「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一歩一歩の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人とない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとても大きな意味をもちます。

内閣府「リーフレット」より

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年6月に制定されました。

そしてその障害者差別解消法が変わりました！

2021年に障害者差別解消法が改正され（今まで努力義務であった）事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

そして、2024年4月1日からこの合理的配慮の提供の完全義務化が施行されました。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととしています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

残念なことに、近隣の市町村でこんな差別事案がありました。



あるコンビニで車いすを使用している方が、アルバイトの店員から「ほかのお客さんの邪魔になるから出ていってください」と声を掛けられました。車いすを使用していることを理由とする、「不当な差別的取扱い」となる事案です。

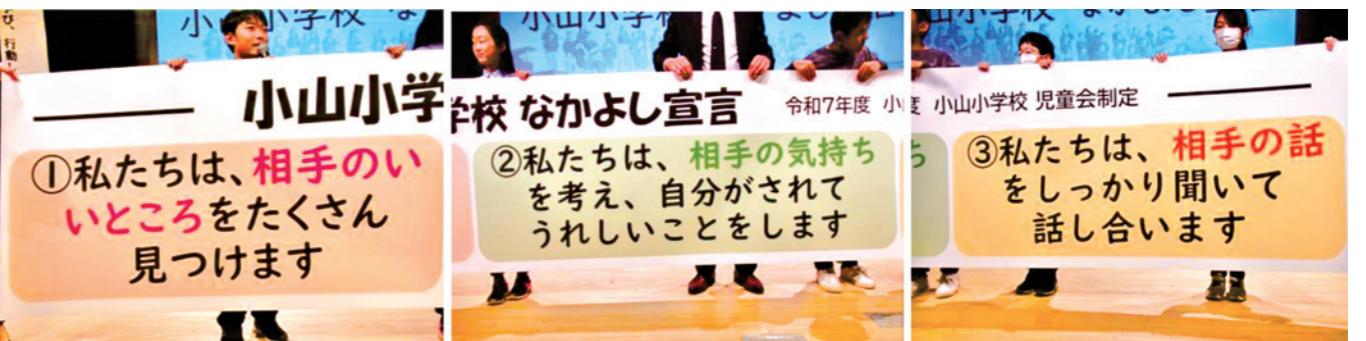
アルバイト店員の自己自身の判断での声掛けであったのか、他のお客さんからのクレームによる声掛けだったのか、あるいは上司の正社員に言われての言動だったのかは分かりません。しかし、「出ていってください」と声を掛けられた方の思いは・・・と考えると、とても辛いものがあります。同時に、このアルバイト店員はこの行為によって自分自身をも傷つてしまっているのです。障害者差別解消法が制定されていても、学習や認識が不足しているがゆえに起きました、悲しい事案でした。

## 第52回 部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会

(2025年11月15日開催)

学習発表：「ふれ合い 学び合い 認め合い～自分も友だちも大切にできるように～」小山小学校

これからの「共生社会」の実現に向けて、「第52回部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」で小山小学校の児童・保護者・先生方の皆さんの発表がありました。コロナ禍が明け、数年ぶりにステージ上での発表となりました。



### 参加者の感想より

- 小山小学校の実践を聞いて、お互いのことを認め合うこと、自分は自分のままで良いということを学んでいて、とても良い経験をしているなと感じました。
- 小山小学校のあたたかな雰囲気、確かなとりくみ、成長する姿等々、とてもよくわかりうれしかったです。
- 小山小学校の子どもたちの、自分たちの考えで行動している様子がよく分かりました。人権学習が、未来につながることを願います。
- 小山小学校では、「ふれ合い、学び合い、認め合い」の取り組みを、普段の学校生活や季節の行事を通して楽しく行えていることがよく伝わりました。人は一人では生きられない。コミュニティを築く場としての学校が良い環境にあるのは、とても良いと思いました。



優秀賞 豊洲小学校6年 小山愛純さん